

令和6年

春の火災予防運動

期間 令和6年4月8日(月)から14日(日)まで

統一防火標語 『火を消して 不安を消して つなぐ未来』



令和5年10月14日、15日 MGF2023 住宅用火災警報器広報活動

下北地域広域行政事務組合

消防本部

令和6年春の火災予防運動実施要綱

下北地域広域行政事務組合消防本部

1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

2 統一防火標語

『火を消して 不安を消して つなぐ未来』

3 実施期間

令和6年4月8日（月）から14日（日）までの7日間

4 実施区域

下北地域広域行政事務組合全域5市町村

（むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村）

5 最重点項目

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 林野火災予防対策の推進

6 重点項目

- (1) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (2) 放火火災防止対策の推進
- (3) 製品火災の発生防止に向けた取組みの推進
- (4) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

- (5) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- (6) 地震火災対策の推進

6 最重点項目の推進事項

(1) 住宅防火対策の推進

- ア 住宅用火災警報器の設置の徹底、適切な維持管理の方法と、その必要性の具体的な広報及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進
- イ 安全装置が設置されている暖房器具等や、住宅用消火器を始めとした住宅用防災機器等の普及促進
- ウ 電気器具火災の危険性に係る注意喚起
- エ 防災品の周知及び普及促進
- オ 消防団、女性（婦人）防火クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進
- カ 地域の実情に即した効果的な広報の推進
- キ 高齢者等の要配慮者に重点を置いた共助の推進

(2) 林野火災予防対策の推進

- ア 林野周辺住民、入山者等の防火意識の高揚
- イ 火災警報発令中における火の使用制限の徹底
- ウ 火入れに際しての手続き等の徹底
- エ 林野所有者等に対する林野火災予防措置の指導の強化

7 重点項目の推進事項

(1) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

- ア 防火対象物の用途に応じた防火安全対策の徹底
- イ 違反のある防火対象物に対する是正指導の推進

ウ 防火管理体制と適切な維持管理の推進

エ 消防用設備等の維持管理の徹底

(2) 放火火災防止対策の推進

ア 放火火災に対する地域の対応力の向上

イ ガソリンの容器詰替え販売における本人確認等の徹底

ウ 効果的な放火火災被害の軽減対策の実施

(3) 製品火災の発生防止に向けた取組みの推進

ア 充電式電池に関する注意喚起

イ ガストーチバーナーに関する注意喚起

(4) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

ア ガソリン等の貯蔵・取扱いに対する指導寄稿

イ 火気器具を使用する屋台等への指導

ウ 照明器具の取扱いに係る指導

(5) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

ア 広報車等を活用し、火災予防の呼びかけ等の実施

イ 水利の確認及び、火災の延焼危険性が高い地域を中心とした巡視を行う
などの警戒強化

ウ 屋内外における火気取扱い及び工事等における火気管理の指導

(6) 地震火災対策の推進

ア 感震ブレーカー、家具等の転倒防止、安全装置を備えた火気器具等の普及
推進

イ 住宅用火災警報器や住宅用消火器などの設置といった火災の早期覚知・

初期消火対策の普及

ウ 地域の防災訓練等への参加促進

エ 停電発生後の通電火災に対する対策の普及

7 実施要領

- (1) 実施にあたっては、別紙1「住宅防火 いのちを守る 10 のポイント」に関する広報をするとともに、別紙2「令和6年春の火災予防運動実施計画書」に基づいて行うものとする。
- (2) 関係団体への協力依頼及び各種媒体を積極的に活用した広報を行うとともに、地域の実情に応じて消防団、幼年・少年消防クラブ、婦人防火クラブ等の関係団体との連携のもとに本運動の推進と充実を図るため、消防訓練やイベント等の各種事業を積極的に実施するものとする。

住宅防火 いのちを守る 10のポイント

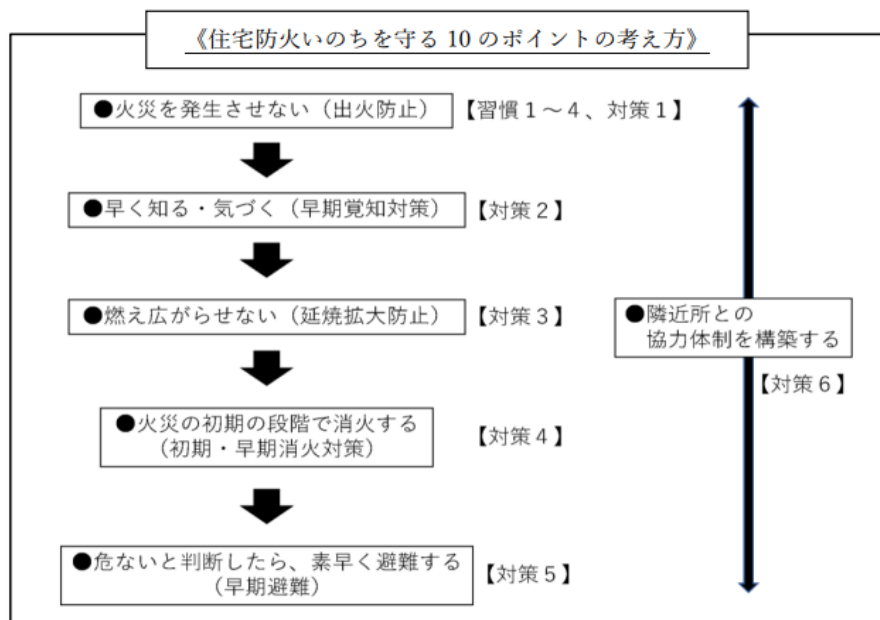
-4つの習慣・6つの対策-

4つの習慣

- **寝たばこ**は、絶対やめる。
- **ストーブ**は、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- **ガスこんろ**などのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- **コンセント**は掃除をして、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

- 火災の発生を防ぐために、**安全装置のついた**ストーブやこんろを使用する。
- 火災の早期発見のために、**住宅用火災警報器**を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、**防災品**を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器等**を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人は、**避難経路と避難方法を確保**しましょう。
- 防火防災訓練への参加や戸別訪問により**地域ぐるみの防火対策**をしましょう。



令和6年春の火災予防運動実施計画書

期日	実施事項	実 施 内 容	実施 機関	
火災予防運動期間中	広報宣伝	消防署・消防分署、各市町村消防団及び幼少年婦人防火クラブによる火災予防パレードを行う。	消防機関・各関係協力団体	
		要所にのぼり旗・立て看板・防火ポスター等を掲示する。		
		火災予防に関するパンフレットの配布及びHPへの掲載を行う。		
		市町村広報紙への掲載などの広報を行う。		
		職員は腕章を装着し、車両にはマグネットシート等を貼付して業務を行う。		
		防火パトロールを行い、住民の警火心の高揚を図る。特に乾燥時や強風時には、たき火などから火災に発展しないよう強化する。		
	予防査察	防火対象物		大型店舗、ホテル、有床診療所・病院等において、消防法令違反の是正を図るとともに、実践的な訓練指導を行い防火安全対策の推進を図る。
				高齢者や障がい者等が入所する小規模福祉施設における防火安全対策の徹底を図る。
				ホテル・旅館等に係る表示制度の普及に向けた広報活動を行う。
		危険物施設		維持管理、保安体制の確立等を指導し、火災・漏洩等の事故防止を図る。
		一般住宅		住宅用火災警報器の設置徹底、適切な維持管理及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進を図る。
				高齢者等の要援護者の把握及び住宅訪問により防火対策と焼死者発生防止を図る。
	消防訓練			消防団と合同で火災防ぎょ訓練を行う。
				大規模な店舗、ホテル、病院、福祉施設等で消防訓練を行い防火管理体制の検証及び消防用設備等の取扱い訓練を行う。
	幼年・婦人防火クラブ			大型店舗で幼年消防クラブ員による防火の呼び掛けを行う。
				婦人消防（防火）クラブ員による夜警巡回を行う。
				各クラブにおいて防火教室等を開催する。
	その他			たばこ火災の危険性に係る周知や注意喚起広報を行う。
		文化財建造物等の防火安全対策を図る。		
		放火火災の防止を図る。		
		林野火災予防対策の推進を図る。		
		震災時における出火防止対策等の推進を図る。		
		電気配線や燃焼機器の適切な使用と維持管理の徹底により製品火災の予防を図る。		
		大規模産業施設及び当該施設で取扱う危険性物品の実態把握に努める。		
	危険物等の貯蔵・取扱い、火気器具を使用する露店等への指導により、多数の者が集合する催しに対する火災予防指導の徹底を図る。			